The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	韓国人原爆犠牲者慰霊碑と「聖地」の論理 ： 「聖地ヒロシマ」をめぐる一考察
Author(s)	西井, 麻里奈
Citation	日本学報. 2013, 32, p. 67-86
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/25560
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

韓国人原爆犠牲者慰霊碑と「聖地」の論理
――「聖地ヒロシマ」をめぐる一考察――

西　井　麻里奈

はじめに
１．「聖地ヒロシマ」の論理
　１－１　軍都・廃墟・平和
　１－２　均質化の力学―記憶の整除と整序―
２．韓国人原爆犠牲者慰霊碑にみる「聖地」の展開
　２－１　建立者たち
　２－２　「聖地」への審問―「差別」批判言説の出現とその背景―
　２－３　声―その多層性、あるいは平板さをめぐって―
　２－４　未遂の「改竄」―担保される「聖地」―
おわりに

はじめに

被爆地広島は、広く「ヒロシマ」[1)]として記憶され、核兵器や被曝をめぐる危機にあたっては、破滅的な犠牲と喪失や、そこからの復興という教訓的な過去として想起される。しかし広島と関係してきた多層な人々は、「ヒロシマ」のもとに、あるいは「ヒロシマ」からこぼれ落ちるいくつもの経験の落差・思いの断絶・親交のもとに、それぞれの広島を生きてきた。「ヒロシマ」は、原爆による膨大な犠牲の記憶、放射能の恐怖、その中での近しいものの死とともにあって、二度と原爆の悲劇を繰り返してはならないという意思を世界につなげる沈痛な言葉であり、再生に向かう希望を表す言葉である。しかし同時に「ヒロシマ」は、広島を「平和記念都市」、平和の「聖地」として表す言葉でもあり、「ヒロシマ」は地底の犠牲者たちに依りながら、時に平板に呼びだされ、再生産される。「ヒロシマ」を目の前に、後景に退き、置き去られていくのは、広島と繋がるいくつもの生と死のあり方である。地表に広がる慰霊空間としての平和記念公園は、犠牲者を悼む場でありながら、「聖地」を担保する力学のもとに、国旗のもとに、記憶の地層に存在する個別の犠牲者たちへの架橋を遮る場でもある。

本稿では、この「聖地ヒロシマ」をマイノリティの被爆者[2)]の慰霊の場から再考することを目的とし、特に韓国人原爆犠牲者慰霊碑の建立と移設をめぐる議論を中心的に取り上げることから、1970年前後から進行した被爆の記憶の整序、広島の聖地化に着目した考察を展開する。この慰霊碑は、在日韓国人の被爆者らを中心に平和記念公園の中への建立が企画されたが、1967年９月14日に平和記念公園の管理・聖地性担保を目的として出された市の諮問機関・平和記念施設運営協議会の答申によって、公園内は慰霊碑・記念碑の建立が禁じられていた。そのため建立者たちは1970年に平和記念公園から川をひとつ隔てた本川橋西詰に慰霊碑を建立したが、建立以後、碑がこの場所に建立されていることをめぐって多層な人々の見解や市政に対する批判が絡み合うこととなる。1980年代後半から、慰霊碑を公園内へ移設するための動きが活発化し、1999年５月22日に平和記念公園内への移設がなされた。韓国人慰霊碑建立と移設のプロセスが重要であるのは、ここに平和記念公園という場をめぐって「聖地」の論理が立ち現れてくるということであり、本稿で着目していくのもまさにこの点である。

韓国人原爆犠牲者慰霊碑移設をめぐる一連の論争については、米山リサ[3)]、松田素二[4)]による論考がある。米山はこの論争に際して生み出された在日韓国人朝鮮人を中心とする人々の絡まり合う言説を読み解くことで、韓国人慰霊碑が日本の植民地支配の歴史に論争的に介入しえたのか、また広島というローカルな場において、「民族や国家の境界を超えうる新たな提携、問い、展望」をいかにして示しえたのかについて論じている。1999年の慰霊碑移設を「どの痛みや傷も忘れることなく社会の知の秩序に復権する」[5)]可能性として捉えると同時に、被爆の記憶の脱国民化に向かう営みが多様な困難に直面せざるを得ない事実をも示した点で米山の論考は網羅的かつ鋭いものである。また松田素二は、韓国人朝鮮人被爆者の苦難が慰霊碑という具体的なモノに転換されることで、慰霊碑を見、またそれについて語る人々に「悲しみや恨みの感情」を喚起することを「文化的フェティシズム」[6)]の効果と陥穽として論じている。松田は、碑が喚起する力と同時に「構造的関係的同一性の表象によって実体的差異を隠蔽する」というメカニズムによって、慰霊碑の公園内移設という「解決」は、同時に在韓・在朝被爆者らの継続する苦境すらも解決したかのような認識を生み出したと指摘している。しかし両者の研究において、「聖地ヒロシマ」[7)]の中心地が植民地支配の記憶に直面するとき、「聖地」には如何なる反応が現れるのか、「聖地」として如何にあろうとするのか、また広島を「聖地」と認識する人々がこの事態を目の前に如何なる声を発するのかという問題に対し、平和記念公園という場をめぐる課題として踏み込んでいくことはなされていない。つまり慰霊碑移設の論争のなかで志向された平和記念公園という場そのものが孕みもつ力学やそこに働く意図、平和記念公園内という場に対して寄せられ、平和記念公園という場に向けられる「聖地」への希望・期待の姿に

対する考察が深められていないと言える。慰霊空間の形成、都市計画の進行など、さまざまな形で被爆の記憶の整序が着実に進行する広島を考えるにあたり、この慰霊碑移設をめぐる議論を取り上げることで、そこからこぼれだす整序されえない記憶が「聖地ヒロシマ」の如何なる論理によって位置づけられ、また位置づけることで不可視化されているのかが見えてくる。この「聖地」の論理を構築し、あるいはそれをさまざまな形で支える力学を考察することなしに、「唯一の被爆国」言説や、「聖地ヒロシマ」の根底に届く批判的分析はなし得ないのではないか。本稿では「聖地ヒロシマ」を構築・担保する力学をめぐる問題群の中から、特に1967年の答申が孕む問題を起点とし、韓国人慰霊碑建立と移設における「聖地ヒロシマ」の論理をめぐって議論を進めていく。また本稿では「聖地ヒロシマ」とは多くの巡礼者を呼び寄せる祈りの場[8]としての平和記念公園を指すことに限定する。ここで取り上げる60年代後半の市政において「聖地」を理想図として整序・整除されていくのは一都市全域であり、本稿の問題関心から言えばこの広域における「聖地」の論理を追求する必要があるが、それは本稿の限界であるため、上記のような限定を付す。

１．「聖地ヒロシマ」の論理

1967年９月14日、平和記念公園への慰霊碑・記念碑建立について、市の諮問機関である広島市平和記念施設運営協議会[9]から山田節男市長（任期：第一期1967年５月２日～1971年５月１日、第二期1971年５月２日～1975年１月８日）にあてて答申が出された[10]。平和記念公園に建立を許可する最後の記念物として「平和の時計塔」を認めたこの答申では、「確認事項」として「平和公園内に記念碑、慰霊碑等が多くなったため、この時計塔を最後として公園内には一切工作物を許可しないことを申し合わせた」[11]とされている。また、平和記念施設運営協議会結成の翌年1965年には、「彫像・記念碑等の設置基準要綱」[12]が定められ、そこでは公園内又は緑地内に彫像・記念碑等を設置しようとする場合の許可基準が定められた。それによれば、「一般条件」としては、「公園又は緑地の利用目的を妨げない」もの、かつ「美観風致を害しないもの」であることが求められる。また「彫像・記念碑等」とは具体的に彫像、記念碑・顕彰碑、文学碑の３つの分類が示されているが、どれも「郷土に深い関係」のあるものであること、広島市との縁故の深さを基準としている。問題となる答申は1967年のものであるが、平和記念公園の内実を管理する動向は1960年代後半の浜井信三市政からの課題であったことが窺える。本章では、とくに1967年前後のこうした政策面での平和記念公園の聖域化を問いの起点としながら、1960年代後半の特殊な動向としてではなく、戦後広島において原爆の廃墟から如何にして「平和」の聖地を志向していったのかという問題にまで視野を広げながら分析する。

１－１　軍都・廃墟・平和

山田節男市長は、1967年７月１日の第５回広島市議会臨時会における所信表明演説で「国際平和都市」という理想と聖地化について言及した。山田は第３回市議会の際にも平和記念公園の聖域化[13]について触れているが、第５回市議会ではより具体的に述べている。

> 広島市は世界最初の原子爆弾によって壊滅した都市であります。永遠に戦争を放棄して、世界平和の理想を地上に建設することを宣言した平和記念都市であります。そして戦争をなくし、世界平和を実現することは世界各国の国民の悲願でもあります。その意味におきまして、広島市は、世界の平和のシンボルであり、国際平和都市として名実兼ね備えた近代都市でなければなりません。（中略）平和記念公園を中心とする聖域地区を設定し、施設管理に一段の工夫を加えて、地下に眠る被爆者の霊を慰めるとともに、世界平和祈願のメッカといたしたいと存じます[14]。

広島市が平和都市・平和記念施設を構築する必然性は、原爆による「壊滅」に担保されている。山田は平和記念公園を、犠牲者が眠る広大な慰霊の地であると同時に、「世界平和」という「世界各国の国民の悲願」を背負った「世界平和祈願のメッカ」とすることで、「悲願」を代弁する。広島市は「国際平和都市」として世界からの視線に耐え得る「名実兼ね備えた近代都市」であることを市政の根幹として、あるいは他に類を見ない特色として据えていくのである。そのために、「聖域」の近代的で、かつ適切な管理の方針を定めていくこと、「聖域」の文字通りの輪郭、また「聖域」としての構想の輪郭を明示することが、1967年時点での市政の重要な課題であったことが窺えるだろう。

広島が被爆地であるからこそ「平和」の中心地にしたいとする構想は、敗戦直後に既に複数提示されており、このような構想は必ずしも山田に固有のものではない[15]。とくに広島市平和記念都市建設法施行[16]以後、広島市長・木原七郎、浜井信三、山田節男へと同法の精神を引き継ぐという形で受け継がれてきたものと言えよう。無論、「平和都市」や「聖地」という構想に対する違和感が示されることもあり、こうした構想を市長の系譜として辿ることは「聖地ヒロシマ」を構築し、担保する力学を解読する作業としては不足である。しかし、ここではあくまで「平和市政」の駆動力とされる被爆の記憶、戦中の広島の記憶の位置付けを見ていくことを目的に、３人の行政の長の発言を参照していきたい。ここで山田の前任である浜井が出した1947年の以下のような復興計画案を見ておこう。

> 明かに広島市の罹災は、第二次世界大戦終結の、一つの要因となったのでありまして、謂わば、広島市は、平和回復の記念都市となった訳であります。（中略）平和の人柱

となられた、多くの市民諸君の犠牲を真に意義あらしめる為にも、又永遠の平和を記念するためにも、此處に、平和な、美しい、国際都市を造り上げることを、広島市再建の目標としたいと考えて居る訳であります。それは単に、吾々の念願であるばかりでなく、平和を愛好する、全世界人類の願いであると信じます（中略）市民は、斯様に理想都市建設と言う大きな荷を負って、果敢な歩みを続けて居るのであります。それが、世界平和に貢献する所以であり、戦災の為、尊い犠牲となった、十万の英霊を慰める唯一の途であり、同時に、それが、祖国再建と次の時代を担う者に対する、吾々の責務である、と考えるからです[17]。

ここに「平和な、美しい、国際都市」という構想が、浜井―山田をつなぐ線として浮かび上がって来る。また浜井自身の特徴としては、原爆の犠牲者を「英霊」として意義ある犠牲者として位置づけていることにあるだろう。ここから読み取っておきたいことは、戦後広島において原爆の死者は意義ある死者・平和の礎でなければならなかった、そのことは、街と人を牽引して余りある力を「平和」で「美しい国際都市」という理想に与えていたという事実である。次に、この構想が極めて戦後的なものであること、すなわち軍需産業を基幹として成り立っていた戦中の「軍都広島」との間に明確な切断線を入れなければ、こうした構想はありえなかったことを、戦後広島の初代市長であった木原七郎の発言からここで確認しておこう。木原は1945年12月６日の広島市議会定例会議において以下のような発言をしている。

御承知ノ通リ本来広島ノ面目ハ軍隊、官署、学校三署ニ依ッテ繁栄ヲ来タシタノデアリマス。特ニ日清日露ヲ始メ戦争ノ度毎ニ急ニ膨張致シ広島ノ歴史ハ大東亜戦争ノ終結マデ軍都ヲ以テ誇リト致シテ居ッタノデアリマス。然ルニ原子爆弾ノ一撃ニ依リマシテ美事（ママ）ニ軍都広島ヲ破却一掃致シ此ノ一撃ハ市民ノ軍国主義ヲ根絶セシメタト同時ニ広島市ガ軍都ト正反対ノ平和学術教育ノ都市トシテ再出発スベキ絶好ノ機会ヲ與ヘラレタ斯ウ云ウ中国新聞紙上ノ批評ニ対シマシテモ私モ全然共鳴スルモノデ此ノ方面ノ計画ニモ大イニ努力スベキデアリマス[18]。

原爆投下によって「軍都広島」は市民の軍国主義ごと「破却」されて終わり、これからは「平和都市」なのだ、という『中国新聞』の論調に対する同意、「共鳴」が記されている。この発言と、その元となった社説が興味深いのは、原爆投下という出来事に軍都の歴史を終焉に導いた「破却」者という位置付けを賦与し、それが「平和都市」への乗り換えの好機をもたらしたと見なしている、この切断線の明確さである。そして同時に、ここでの問

題は「軍都」の歴史の「一掃」が行なわれた上に「平和都市」という構想が現れてくるということだけではなく、「一掃」された人々の不在である。軍都から平和都市への転換において隠蔽されるのは軍都のみではない。平和都市が平和都市たろうとする所以であるところの被爆は、軍都を「破却」した「原爆投下」という出来事のみに焦点化されることで、まぎれもなく「平和都市」を規定する出来事でありながら不在の位置に置かれている。被爆地広島が戦後「平和」を市政の基本指針としたことの根底には、被爆の記憶故の真摯な「平和」への希望が確かにあるだろう。しかし同時に、被爆の記憶は「復興」の構想においては存在しながら不在の位置に、あるいは戦後広島の再出発を害しない位置に置かれているのである[19]。

１－２　均質化の力学―記憶の整除と整序―

1967年に話を戻し、見ていこう。山田市長は1967年７月４日の市議会臨時会のなかで、「聖域」の具体的な領域や、その意味するものを示し始める。「世界に類例のない人類の平和の悲願のシンボル」として広島があることを述べた上で、具体的な「聖域」とは平和記念公園の原爆死没者慰霊碑、原爆供養塔を中心に考え、それらを、「一家に仏壇があり、またお宮があるというようなもの」、「この一帯を一つの聖域」とし、故に神聖な場所として「これは清らかでなくちゃいかぬと、清潔でなくちゃいかぬ[20]」としている[21]。さらに、ここで「お宮」と述べていることについては、先述の答申が出されて以後のものではあるが、平和記念公園の設計者である丹下健三[22]とのやり取りに言及した具体的な発言がある。

> あれ（筆者注：平和記念公園）を設計していただいたのは、東大の丹下教授でありますので、（中略）丹下教授の意向を聞きましたところ、あそこへどうもあまり、ごたごたしたものを置いてもらいたくないと、というのは、私（著者注：丹下健三）は、実は、あそこを明治神宮のように、実はしたいというように、実は考えておると、で、市長がこれに対して、聖域と言われておることは、まことに私は、これに感激感銘しているんだと[23]

ここで「聖域」「聖地」とはいかなるものとして想定されていたかが、やや具体化してくる。それは「清らか」で「清潔」な、「ごたごたしたもの」のない場である。丹下が何を想定して「ごたごたしたもの」という言葉を用いたのかを示す具体的な資料は未発見であるが、公園のデザインを担当した建築学者であったこと、そして具体的な理想図として「明治神宮」を取り上げていることから考えて、丹下は平和記念公園の視覚的・芸術的均整を重要視し、同時に「神宮」的な限られた祈りの場を備えた「聖地」を志向していたこ

とに思い至ることができよう。その「神宮」の御神体は、原爆死没者慰霊碑（過去帳）および供養塔（無縁仏の遺骨）であり、祈りの場がこの他に存在することを丹下および丹下に共鳴する山田が望まなかったことが垣間見える発言である。この答弁ののち、同年９月14日（方針の決定は９月11日）に出されたのが、先述した広島市平和記念施設運営協議会の答申であり、1967年９月12日『中国新聞』が「慰霊塔、記念碑お断り　乱立ぎみの平和公園　聖地の印象そこなう　施設運営協が決める」[24]として記事を掲載している。そこでは丹下健三ら平和記念公園の設計者たちの当初の意図についても記述があった。この記事では「ヒロシマの“聖地”平和記念公園は慰霊碑や記念碑が年々増えて乱立気味」で、「多すぎて聖地の雰囲気にふさわしくない」「これ以上ふえては聖地の印象をそこなう」ことが今回の答申の背景にあることが述べられている。その上で、平和記念公園は丹下健三らによって設計された当初から「慰霊碑や記念碑はできるだけおさえる」との基本方針があったことが報道されている[25]。

「時計塔を最後として公園内には一切工作物を許可しない」。文言としてはごく単純なこの答申が含み持つ「聖地」の論理をここまで示してきた。「平和」が放つ魅力とは、ただ魅力として、また市政の理想図としてあるのみならず、その根底に原爆投下による膨大な犠牲・喪失が横たわる。しかし、匿名の「人類」や「世界」の「悲願」としての「平和」が被爆地広島・「ヒロシマ」の名に於いて使命的な語りによって代弁されるとき、生成するのは個別の被爆の記憶を隠蔽していく「聖地」化の力学である。平和記念公園を祈りの場としての均整のとれた、整然とした清潔な「聖地」であるよう担保する規制として1967年の答申が現れ出てくることの持つ意味とその問題性とは、それが公園管理における現実的な要請であったとしても、「聖地」では収まりえずこぼれ出す記憶に整序・整除と均質化という方法で折り合いをつけていくことになったことだろう。それは「聖地ヒロシマ」において何を見、何を祈るのか、広島の歴史に対する多様なアプローチの可能性をも、整序・整除し均質化するものでもあった。

２．韓国人原爆犠牲者慰霊碑にみる「聖地」の展開

韓国人原爆犠牲者慰霊碑は建立から約16年を経て、平和記念公園の敷地外、川を挟んだ向こう岸に建立されているという目に見える事実ゆえに、広島の民族差別問題として再発見された。こうして焦点化された慰霊碑の位置という問題を解消するべく、平和記念公園内への「移設」を要請する発言が現れ、議論は「聖地ヒロシマ」への疑念と期待を含みながら展開する。本章では「聖地」への審問としての韓国人原爆犠牲者慰霊碑移設をめぐる議論を取り上げると同時に、「聖地」の論理をずらし、発展的に展開することで担保さ

れる聖性に着目していく。

２－１　建立者たち

在日韓国人の張泰熙を委員長として慰霊碑の建立委員会が結成されるのは1967年４月である。慰霊碑の建立を提案したのは韓国人被爆者の尹炳道で、慰霊の地を持たぬ被爆韓国人のために「河原で気のきいた石を拾ってきて」[26]でも建立しよう、という提案から始まる。「石を拾ってきて」という、ごく素朴で、しかし同時に「石を拾ってきて」でもという執念を帯びた動機に基づいた建立であった。次男と甥を原爆で失っており、また自身も被爆者である尹は、すでに被爆から、そして独立から24年の歳月が経ち、なお韓国人被爆者が個別の慰霊の場を持つことが出来ずにいることを嘆いた[27]。尹の提案を受けた張は、後にこの当時の心情について語っている。戦中協和会の一員として自身が行なった対日協力の事実を明かし、慰霊碑建立に携わることで、それは過去を責められるような気持ちを伴いながら、しかし初めてできた「人間らしい仕事」[28]であったと述べた。韓国人原爆犠牲者慰霊碑の建立はこの時、未だ埋もれ続けている「韓国人被爆者」という独自の存在の証であり、また尹自身にとっては次男と甥のための慰霊碑でもあった。張はこの慰霊碑建立に悔恨の思いと自らの尊厳をかけた。まだその姿を形作られてもいない慰霊碑にはすでに、建立者たちの個人史が強く投射されていた。平和記念公園内への建立が禁止された時、建立者たちは二次的な選択として、朝鮮の皇族である李禹が被爆後発見された地・本川橋西詰への建立を決定した[29]。

建立委員会自身が残した慰霊碑建立に至るまでの記録のなかに、慰霊碑建立にあたっての張泰熙による謹告が掲載されている。そこで慰霊碑建立は「神聖な事業」とされ、その目的は「末永く英霊を追悼し、祖先崇拝の麗しい気風を養い、成長する我々の後の世代をせしめて「東方礼儀之国」韓国民としての誇りを持ち、国際社会で尊敬される市民になるよう手本を示す」[30]ものとされた。すべての石材を韓国で揃え、韓国で仕上げたこの慰霊碑は、「二万余」の被爆死した同胞を慰霊する場であり、同時に平和記念公園中央の原爆死没者慰霊碑とは異なる、民族固有の碑であることの主張を持っていた。それは同記録集の編集後記で「平和公園の中にある無数の碑石に較べて、明らかに群鶏の一鶴のように、新羅芸術の精粋を集めた王墓を彷彿させるこの荘厳な慰霊碑」[31]と述べられていることに象徴的である。碑には個人史と民族への思いが分かち難く現れ出てくるのである。また、建立委員会は資金の収集のための檄文を作り、印刷を大阪の僑文社に依頼、1969年11月には各民団支部および分団に発送している。募金活動は市内でも行なわれた[32]。

慰霊碑は建立の時点ですでにいくつもの由来をもち、いくつもの脈絡のうちに理解され、またいくつもの思いを織り込んでいる。それは民団内部組織である建立委員会が主体とな

りながらも、碑建立に至る活動の中には、関係性の濃淡はありながらも資金の提供、交渉[33]、広報の場などにおいて様々なアクターが存在する、という意味での多層性であり、また建立者一人一人の個人史としての被爆の記憶、近しい者の死の記憶が投射されるという意味での多層性である。韓国人原爆犠牲者慰霊碑は、その建立に関わった人々自身の歴史や関係性が投射された碑であり、「李禹」という王族を中心に「韓」という「我々」を刻印された慰霊碑であり、平和記念公園付近において唯一朝鮮人の被爆という歴史を語る碑となった。そして建立者たちが、全ての犠牲者を祀ると言われる原爆死没者慰霊碑だけではなく、個別の慰霊碑を欲したという事実は重要である。このことは、1952年に建立された原爆死没者慰霊碑がたとえ平和記念公園の中央で全ての犠牲者を祀っているとしても、韓国人朝鮮人被爆者にとっては慰霊の地としては漠然としたもの、不足なもの、あるいは排除の感覚を伴い、必ずしも心を寄せ得なかったということを示していると言えよう[34]。

２－２　「聖地」への審問―「差別」批判言説の出現とその背景―

1960年代後半からの理想化された「聖地」と、それに向かう具体的な政策のなかで起こった街の整除・記憶の整序は、着実に進行していた[35]。一方1970年代以後マイノリティの被爆の事実が表面化し、報道も増加していく。慰霊碑の位置と処遇の問題は、マイノリティの被爆についての認識の広まりをひとつの契機として、慰霊碑建立時とは異なる文脈からの批判として再現する。

韓国人原爆犠牲者慰霊碑前で行われる毎年８月５日の慰霊式の様子については、1985年まではその年新たに過去帳に記録された死没者と慰霊式参加者の人数、あいさつの内容、慰霊歌が歌われた旨などについて画一的な形式で報道されており、慰霊碑の位置に関する発言もなされていなかったとみられる[36]。しかし1986年８月５日の慰霊式で、慰霊碑横に作られた由来碑[37]の除幕が行われたことについて、『朝日新聞』では1970年の慰霊碑建立の経緯について在日韓国人の姜文熙が「韓国人が死んだあともまだ差別され続けている象徴」と発言した旨が報道されている[38]。一方『中国新聞』では、慰霊碑に関する発言についての報道はなく、在韓被爆者渡日治療打ち切り問題や、来日中だった在韓被爆者団体の辛泳洙がこうした実情に対し援護を強く要求した旨が報道されている[39]。1986年前後の年の８月５日慰霊祭に関する報道を見る限り、慰霊碑の位置を「差別」と批判する内容の報道は1986年から始まり、以後毎年のものとなると考えられる。帰国した被爆者の多くが長きにわたって正当な補償のない苦痛の生活のなかで亡くなっていく状況でも政府による対応は進まず[40]、支援・補償を訴える運動すら抑圧的な状況に置かれていた[41]。慰霊碑の視覚的な位置には被爆者たちの生を脅かす「差別」が投影されていたと考えられる。また慰霊碑の周辺状況に目を向けるなら、1975年には碑の敷地内や碑前に市議会選挙候補の

ポスターが立てられたことに対し、市の選挙管理委員会に抗議が行われている。さらに1976年に１回、1977年には２回、それぞれ韓国人原爆犠牲者慰霊碑に捧げられた折りヅルが川に投げ捨てられ、放火されたり、碑前の花輪が引きちぎられたりする事件が起きている[42]。また、本川橋西詰という碑の位置をめぐっては、建立者が市に対し、1970年の慰霊碑建立の際に山田市長と取り交わした当初の「約束」＝平和記念公園への建立用地確保を遂行するよう要請は続けられたが、その「約束」は記録に残るものではなかった[43]ことから、1967年の答申を理由に拒否されつづけている。また、慰霊碑建立とほぼ同時期から在韓・在朝被爆者に関する報道も次第に増加し[44]、南方特別留学生の被爆者、米兵の被爆者が発見・報道されるなど、一国的な被爆の記憶の相対化が始まっていた。それは広島の具体的な記憶行為への批判としても表れた。1986年に、平和記念資料館の展示において、戦中に広島に来た朝鮮人を「応徴士」と記述していたことに対する大阪からの修学旅行生の指摘により、実際に記述の改変が行なわれたことが報道されている[45]。ここではマイノリティの被爆に対する認知が少しずつ広まり、また碑を「差別」の象徴と捉え「移設」を要請しうる状況が、碑の周囲、被爆者たち自身の周囲に積み重なりつつあったことを捉えておきたい。

２－３　声―その多層性、あるいは平板さをめぐって―

報道を受け、あるいは実際に現場を訪れてみて、広島市民をはじめとする人々が韓国人原爆犠牲者慰霊碑について感じていることを新聞に投稿し始める。また市に対して抗議も行われた。それらは主に、「韓国人慰霊碑　平和公園の中に」などと題される、移設を求める声である。

京都市の会社員40代男性からの投稿では、碑の位置を見て「私は反射的にこれは民族差別だと思いました」と述べられている。また「反核平和のメッカである広島で、こうした差別があるのでは朝鮮人被爆者は安らかに眠ることができない」と、県外から340人の署名を携え市に抗議したのは京都市在住の在日朝鮮人男性である[46]。韓国の大学生を慰霊碑に案内したとき「日本人として恥ずかしく、冷や汗が流れた。日本人の心の狭さである。為政者の心の狭さである」と述べるのは広島市在住の55歳の大学教授であった[47]。山口県の66歳男性は慰霊碑をめぐる論争について新聞報道で知り、「日本人として恥ずかしい」と述べ、「人類の平和なんて大上段に構えて訴えられる資格が広島市長にあるのだろうか」と、広島市政への疑問を投げかけた[48]。また、広島市在住33歳会社員の在日男性は、市が慰霊碑を公園内に移設できない理由として数々の問題をあげ、拒否し続けてきたことに対し、「平和都市広島として恥ずべき行為だと思う」とのべた[49]。また、今治市の29歳女性は、平和記念公園を「訪れるすべての人々は幸せ色にほおを染め、広島市の広島平和記念公園

はその名のごとく平和のシンボルとなっている」と述べ、そこに韓国人慰霊碑を移設できないことは「日本人の心根の浅さ」であり、「平和は人類すべての願いであり、平等の権利であるのだから」、碑は移設されるべきであるとした[50]。一方、慰霊碑を移設すべきでないとする意見もいくつか見られる。広島市在住の63歳男性は「原爆慰霊碑は、広島市内の被爆者のすべてを対象としている」ため、韓国人朝鮮人被爆者もここに合祭されており、個別の慰霊碑は必要ないという[51]。広島市在住の73歳男性は、公園の敷地は「都市復興建設上の理由」もあって定められたものであり「平和公園を聖地とするのに異論はないが、それ以外は聖地ではないとみるのには同調できない」という。碑の近くも「死体散乱の場所。意義、環境は公園と少しも違うところではない」と述べ、「世界の広島は平和公園に限るのではないことを銘記すべきである」と締めくくった[52]。

ここに挙げた投稿に表れているのは、発言者が経験した碑をめぐる葛藤、苛立ち、恥、戸惑いなどである。署名を通じて表明する「ヒロシマ」のあり方への苛立ち、あるいは他者を目の前に言葉を失う「日本人として」の心苦しさ。それらは各々の現場で直面する問い、そしてすでに自明のものにさえなっていた「ヒロシマ」の「平和」に対する疑念である。これは「ヒロシマ」の在り方への問い直しを意味し、いくつもの現場で議論を喚起した痕跡であるとともに、それを投稿という形で表明し、誰かと共有しようとする意志なのだ。しかし同時に、「平和都市広島」の「差別」を問い、また「差別」という認識を否定するこれ等の投稿は、広島への期待・その理想的な在り方としての「平和都市広島」を、あるいは平和都市広島「らしさ」必要としている。一人一人の現場からの言葉が、移設を支持する・しないに拘わらず、「平和都市として」「日本人として」「平和のシンボル」「世界の広島」「すべての犠牲者を慰霊する」という言葉とともに、特定方向へと収斂されていくのが看取できよう。また、平和記念公園はその聖地性ゆえにポリティカルな文脈から切り離された空間としても期待され、同時に「平和都市広島」の市政はその慰霊の地を汚す、狭量な政治を問われるという問題の構図が固定化した。疑念の矛先が「平和都市広島」というまやかしに向けられると同時に、「平和都市広島」への批判が「平和都市広島」を再生産してしまうのである。

２－４　未遂の「改竄」―担保される「聖地」―

広島市は「移設問題」の只中にあって、あくまで「聖地」を害さない形での移設の方法を検討していた。慰霊碑の位置に関して批判が集中するなか、広島市は平和記念公園への慰霊碑・記念碑の設置に関する規制を緩和する方針を示し、1988年８月から移設を検討し始めた[53]。しかし移設の為の前提条件とは、平和記念公園に南北の対立が持ち込まれるのは「ヒロシマの心」に反するという意味から、「南北統一碑」をつくる、というものだ

った[54]。平和記念公園は聖地として、争いのない、中性的性格を前提とされ、あるいは現実的に統一されていない二国家の統一碑を実現し得る場所として措定されていた。

この段階で論争に関わるアクターたちにとっての「聖地」は、1960年代後半の「聖地」の論理を残しつつも、市政が「南北統一碑」という民族間の合意・期待・意思に寄りかかっていくなかで、「聖地」の論理や、「聖地」とみなすメンタリティにずれが生じていくのが読み取れる。一つには、そこは「聖地」であるが故に争いごとを持ちこみたくないという、「整然」とした「清潔」な「聖地」であろうとする意思が読み取れる。つまり1967年の答申当時の「聖地」のあり方に近いのである。しかし同時に、「聖地」はまさに「南北統一碑」を可能にするような、つまり「聖地」の懐に抱かれる全てのものを「平和」の語りのうちに含みこみ得るような「聖地」として措定されつつあった。それが二つ目の「聖地」のあり方であり、碑の移設を要請する人々の語りのなかで要請される「聖地」と重なる。それは広島がより高次な「聖地」たることを可能にしていた。このことは「聖地」が論理を変容、あるいは転換させたのではなく、ずらすことによって成された論理の次なる展開なのである。

慰霊の意味を込めた亀の台座も、双龍の冠も、各碑面の碑文も、この時すでに南北対立を引き起こす議論の的・平和記念公園への移設という「差別」の解決を妨げる要因であり、かつ「聖地」を害するものでしかなくなっていた。碑文を削り取り、国家や宗教の色を弱める方針が広島市・民団・総連の間で固まりつつあったのである。「声」はその時上がった。建立委員会の元委員長・張泰熙は、「碑に手を加えて移すのなら今の場所のままでいい」[55]と述べ、市の対応はこの慰霊碑を「改竄」することであると強く批判した。当時の広島県民団長・崔成源も、碑文を削り取られることが「骨や肉を削られる気持ち」だと表現した。16歳の時に西区横川付近で被爆した崔は自宅付近で倒れていた妹を発見した。妹は８月６日のうちに亡くなり、近くに埋葬したが、その場所は正確に分からないという。「だからあの碑は妹の墓でもあるんです」[56]。また、碑の「改竄」が議論になるなかで、建立者たちは1970年の建立時には多くを触れなかった碑の位置をめぐって発言を始めた。1970年の慰霊碑建立について語り直すとき、張は山田市長とのやり取りを批判的に想起し、一度は山田市長によって承認された平和記念公園内への建立が、「考えようによっては、広島市全部が平和都市なんだからね」と、覆されていった苛立ちを回想している。建立当時には何より同胞の慰霊の場ができたことに安堵した建立者たちが、1970年以後見つめてきたのは、一向に改善しない同胞被爆者たちの苦痛であった。「差別に苦しむ同胞を見ていたら、日が経つにつれてあの碑は差別の象徴だと思うようになった」[57]。

では、碑の「改竄」はどのように構想されたのだろうか。新たな碑では、削った碑面には「原爆犠牲者慰霊碑」と書き、そのうえに「萬古流芳」（朝鮮半島の人々の死は無駄で

はなく、永遠に人々の心に芳しい流れとして生き続ける、の意）と刻む。裏面には韓国語と日本語を併記して「この碑は1945年８月６日広島に投下された原子爆弾によって犠牲となられた朝鮮半島の方々の霊を祀るとともに、世界恒久平和を祈念して建立したものである　1990年８月６日　有志建立」とする方針が1990年７月15日に明らかになった[58]。もとの碑文には植民地支配の歴史、強制連行・労働の歴史が刻まれていた。例えば「韓民族が国のない悲しみを骨の髄まで味わった」や「名分のない争いによって、無意味な死に場所に向かっていった同胞軍人たち。鍬と鎌を持って牛馬のように働かせられた同胞徴用者たち。離れ離れになって、生を求めてここに集まってきた同胞男女たち」といった記述である[59]。それは「「朝鮮半島の人々」の死」から語り出され、その犠牲を平和の礎と捉える「萬古流芳」とは大きな隔絶のある苦難を帯びた生と死、植民地支配下で日常生活に切り開かれた道を歩んで被爆した人々の苦痛が刻まれていた。こうした碑の「改竄」によって形作られるのが、「聖地」を保ち得る碑の姿だったのである。

「改竄」案は実現されず、さらなる時間を経て1999年に慰霊碑は現状のままで平和記念公園内に「移設」された。新聞の紙面を飾った移設完了の報道は、慰霊碑に纏わる主なテーマを「移設」問題としての終結と、続く南北統一碑の実現に向けた検討開始にシフトした。課題は韓国人原爆犠牲者慰霊碑に残され、「聖地ヒロシマ」には残されなかった。一国的な「聖地」として構築されていった平和記念公園、平和都市をめぐって韓国人原爆犠牲者慰霊碑の位置をめぐる一連の論争が起きたことは、とくに1990年以後は人々に広島とアジアとの関係を戦中の歴史から問い直す議論を生み出した。碑の位置を「差別」と批判する言説は、碑を通じた想起の営み、「聖地ヒロシマ」への批判的介入のひとつの姿といえる。しかし一方で新聞報道を含め議論の主流を担った「差別」を批判する言説は平和記念公園、平和都市の無垢さという前提と分かちがたく結びつくなかで想起の営みの豊かさを次第に喪失していく。それは「聖地ヒロシマ」を担保しうる移設の方法を探る市側の力学に加担するものとなっていった。

おわりに

マリタ・スターケンはアメリカのベトナム戦争記念碑に関する研究において、碑を「スクリーン」という概念で捉え、議論を展開している[60]。スターケンにおいて「スクリーン」とは、投射表面であり、隠匿するための遮蔽物であり、また表面であると同時に本体であり、そして「隠蔽記憶」（「何か非常に感情的な記憶を隠すと同時に、自身がその代替となる機能」）としての役割を持つ概念として提起される。韓国人原爆犠牲者慰霊碑においてはどうだろうか。スクリーンに投射されるのは、「私」の歴史であり、「我々」の苦難であ

ったりする。投射されるものが碑の歴史に纏わる怨念であるとき、碑はその思いの象徴であると同時に、時に「象徴」であることを飛び越え、切ったら痛みを伴い血が出るように身体化する。また、碑は近しい者の死を投射することで時に「墓」としても感覚されうる。たとえ碑そのものが集合的に特定のエスニック集団を慰霊する場としての公共性を備えているとしても、時に特定の死者と合一し、その死の状況によっては、「感覚される」という以上に極めて具体的に碑は個人の「墓」になり得るのかもしれない。そして碑が時に果てしない記憶の闘争の場となるのは、まさに碑が、訪れる人々にとってさまざまな意味での「スクリーン」であるからだ。闘争は、誰が、なぜ、どうしてここで慰霊されているのか、慰霊されている個人や集団は、碑がその礎石をおくこの大地においていかなる存在であるのかをめぐるものであり、また往々にして「国土」であったり特定の記憶の場として領域化された場であったりすることを避けられない、碑が立つ土地をめぐるものでもある。碑と訪問者とのコミュニケーション、碑と建立者を結ぶ因縁、あるいは碑を通じて想起される、親密で、時に闘争的な関係は、碑が喚起する力のもつ豊かさであり、碑となってそこにあることの危機でもある。

ここで、韓国人原爆犠牲者慰霊碑の位置をめぐって議論が紛糾する中、一度目の移設決定の際に『朝日新聞』に寄せられた投稿を見ておきたい[61]。「ご希望にかなってよかった、と思う反面、私には一抹の寂しさがあります」と述べる広島市在住のこの女性は、慰霊碑は「ことさらおまいりするというのではありませんが、通りがかりに挨拶をするのが常の私には公園内の碑よりも身近な存在でした」という。彼女にとってこの慰霊碑の位置は「本川橋西詰」でも「対岸」でもなく、「平和記念公園の西の入口の橋のたもと」である。そして慰霊碑に投射していたのは、戦中に近所に住んでいた朝鮮人の親子３人の姿だった。彼女が生活圏である碑の前を通るときに想起するのは、原爆投下以後行方不明になったこの親子の父親と、「身寄りはない。できれば故郷に帰りたい」という母親の言葉と、母親のそばにいた幼い子供の姿だった。

碑は厳然としてそこにあるものであり、特定の意味を刻まれて存立し、絶えずメッセージを発している。その場所性は碑のもつ不自由さであるし、同時にまさに「そこにある」からこそ築かれる関係を獲得する可能性でもある。「平和」という普遍性を塗り重ね、表面からは見えない、まるで層のように序列化と隠蔽が横たわる、非政治化され無垢な姿をした「聖地ヒロシマ」のなかで、マイノリティの被爆者たちは「忘れられた」のではなく、「聖地ヒロシマ」として塗り重ねられることによって埋もれてきた。そうした「聖地」の地底における他者との関係性、対話の記憶が、「聖地」の中心と周縁という移設問題の構図には収まらないものとして現れ出たのがこの投稿といえるだろう。碑の位置が特定の意味で読まれ、それを特定の方法での「解決」に向かわせていく動きが聖地の中心を強固に

維持する中で、この投稿者において平和記念公園は、「聖地」の地底から、外側から、こぼれ出し、とり散らかるように、個別の日常的な関係性を想起することによって脱中心化されているのである。

本稿は、1967年の答申の背景を問うことを起点とし、慰霊碑移設の論争のなかで平和記念公園という場に交錯する力学や意図を、平和記念公園内という場に対して寄せられる「聖地」への希望・期待のあり方とともに考察するものであった。被爆の記憶が整除・整序されるなかにあって、個別の記憶が「聖地ヒロシマ」の論理によって位置づけられ、同時に不可視化されていく過程に働く力学の一端を示し得たのではないだろうか。しかし本稿は平和記念公園をめぐる1967年のポリティクスを起点とした議論であったため、広島市各所に存在する死者を悼む場に対する考察や、「聖地ヒロシマ」の構築と生活の場との関係性への考察には及ばず、甚だ不十分な論考と言わねばならない。「聖地」化のポリティクスへの追及と同時にこうした対象への考察を通じて、「聖地ヒロシマ」の記憶の地層を含めた全体像をつかんでいくことは今後の課題である。

注

1）カタカナ字の「ヒロシマ」が一般的化する起点は、1948年に被爆者である流川教会の谷本清牧師が東京においてUP特派員のルサフォード・ポーツ記者の訪問を受けた際、その会見記事が米軍の機関紙に掲載されたことにある。その際にポーツ記者が「ノーモア・ヒロシマズ」という言葉を用いたとされ、アメリカの一部の新聞に転載されたことをきっかけに、これに共感する人々が「ノーモア・ヒロシマズ運動」を提唱し、世界26カ国に呼びかけた。この年の８月６日には、世界各地で「ヒロシマ・デー」が開催された。「ノーモア・ヒロシマズ」、あるいは複数形のｓを取って「ノーモア・ヒロシマ」というフレーズ、ひいてはカタカナ字の「ヒロシマ」が一般化するのは、この「ノーモア・ヒロシマズ運動」を発端としていると考えられる。

2）広島市長崎市原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』（岩波書店、1979年）によれば、当時広島には朝鮮人をはじめとして、アメリカ生まれの日系アメリカ人が多数居住していたほか、ドイツ、ロシア、東南アジア諸国、中国・モンゴル・台湾などの外国人の市民・聖職者・留学生が居住していた。そこには強制連行された中国人、軍に徴用されていた台湾人・朝鮮人軍人が含まれている（346頁）。日本の敗戦後、故郷へ帰国した人々は、原爆医療法、特別措置法による援護、あるいはそうした法の存在を知ることからすらも長く隔絶されてきた。法の適用がなされるようになった今も、その適用不平等が問題となっている。本稿ではこうした被爆者たちを総称する言葉として、模索中ではあるが「マイノリティの被爆者」を用いる。一般に「在外被爆者」「外国人被爆者」といった呼称が用いられるが、こうした表記では、「在外」とすることにより、在日の韓国人朝鮮人被爆者や沖縄出身の被爆者の存在をとりこぼしてしまい、また植民地支配のもと日本人として被爆した朝鮮人、台湾人を現在の地点から「外国人被爆者」と名指すことの問題性からも、それは本稿の問題意識にそぐわない。ただし、被爆

者の約１割を占め、約３万人が犠牲となった朝鮮人を「マイノリティ」と括り、名指すことが正当かどうかは議論の余地を残している。

3）米山リサ『広島　記憶のポリティクス』（岩波書店、2005年）。特に第５章「エスニックな記憶・コロニアルな記憶」における韓国人原爆犠牲者慰霊碑に関する論考。

4）松田素二「平和のフェティシズム考　文化的フェティシズムの新たな地平」（田中雅一編『フェティシズム論の系譜と展望』所収、京都大学学術出版会、2009年）。

5）米山前掲書、246頁。

6）松田は「ある社会が、特定のモノを呪物として選び取り、その結果、そのモノが本来備えている自然的特質とまったく無関係に、社会・文化的、政治・経済的意味が加速度的に付加されていく現象」を「文化的フェティシズム」とする。（松田前掲論文、241頁）。

7）一方で「聖地ヒロシマ」はその越境性によって、今や「ヒロシマ」を想起し、目標とする現場を、国境を越えていくつも生み出している。「聖地ヒロシマ」は、具体的に実在すると同時に明確な存在ではない思想的、記号的な存在ともいえる。こうした「聖地ヒロシマ」の明確な領域的定義は本稿以後の課題としたい。

8）宗教学、宗教社会学における「聖地巡礼」をめぐる近年の研究としては山中弘編『宗教とツーリズム』（世界思想社、2012年）がある。山中によれば、聖地とは「宗教という文脈によって、救済という目的のために、「訪れるに値する特別な場所」として表象化された場所」で、以後巡礼者の志向と宗教・ツーリズムの関係性について論じている（23頁）。また加藤久子は同書所収「負の文化遺産のツーリズム―〈アウシュビッツ〉への旅」において、負の歴史の真正性を求めてやってくる人々が、かつてそこに生きて在った者に思いを馳せ、「名も知らぬ他者の死の記録を見て回る」行為と宗教的な巡礼者の近似性を指摘している。広島の、特に平和記念公園を「聖地」と捉える時、無論そこにあるのは宗教的な文脈ではない。しかしそこは1945年８月６日原爆投下のグラウンド・ゼロとして、原爆によって虐殺された人々の死地として、そしてそれが世界初の軍事核の犠牲となった地であるが故に「訪れるに値する特別な場所」である。訪れる人々はその大量虐殺の記憶の場の真正性をまさに「その場」に立つことで感覚する。「原爆ドーム」や平和記念資料館の展示を見たり、触れたりすることでよりその体験を深めるだろう。また８月５日には観光都市化された広島市全域の宿泊施設が予約で埋まるという現象は、この巡礼の規模の大きさを示している。８月６日８時15分を爆心地の空の下で祈りをもって迎える行為、原爆死没者慰霊碑に正対し碑を通じて平和の灯に揺らぐ原爆ドームを仰ぐ構図は、宗教的な礼拝に近いと言える。

9）平和記念施設運営協議会とは、「平和記念公園の管理並びに平和記念館及び平和記念資料館の運営について市長の諮問に応じ、協議すること」を目的として組織された機関である。この協議会は、「(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市職員」のうちから市長が委員を委嘱し、その「委員若干名」によって組織する。結成は1964年で、山田節男市長の前任である浜井信三市長在任中に組織されている（1964年施行「広島市平和記念施設運営協議会要綱」（ピカ資料研究所編『資料・韓国人原爆犠牲者慰霊碑』、1989年、102頁所収）。

10）平和記念施設運営協議会「広島市平和記念施設運営協議会の答申について」（広島市役所所蔵）。

11）平和記念施設運営協議会「広島市平和記念施設運営協議会の答申について」における「確認

事項」より引用。

12）広島市「彫像・記念碑等の設置許可基準要綱」（昭和40年12月１日施行）。こののち、1996年に、この要綱における規定に照らし彫像・記念碑の設置可否を審議する機関として都市整備局緑化推進部に庶務を置く「彫像・記念碑等の設置審査委員会」が作られる。

13）『昭和42年第３回広島市議会臨時会会議録』77-78頁（広島市公文書館所蔵。以下、市議会会議録は全て同公文書館所蔵のものである）。

14）『昭和42年第５回広島市議会臨時会会議録』７月１日分、25頁。下線は引用者による。

15）1945年11月20日『中国新聞』に掲載された旭株式会社社長の桑原市男の案は、「新広島は世界平和の発祥地を象徴して爆心地を中心に一キロ平方の霊地圏を設定し二十万戦災死者の大供養塔と終戦記念館を設立する。次の一キロ平方圏内は廃墟のままとしこの圏内に寺院、教会、音楽堂、数か所に博愛者記念賞公園など各種の社会施設を完備し、宗教圏平和圏とする」といったものであった（広島市『広島新史　資料編』81頁）。これをはじめとし、同時期の『中国新聞』の報道にはこうした復興案が多数掲載された。

16）「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的」として1949年８月６日から施行された地方特別法。法制定の過程としては、広島の復興事業の経済的な行きづまりを解決するための国への陳情が1945年11月22日に行われており、最終的に特別立法として広島平和記念都市建設法の制定を求める動きとなっていく。同法は1949年５月10日に衆議院本会議で満場一致で可決し、衆参両院を通過したのち、広島市にて住民投票にかけられている。広島市は住民投票に際して「圧倒的な賛成による成立」を目指し投票と協力を求める運動を展開した。この運動のなかでは、「見守る世界に応える投票」「平和の象徴　郷土の建設　一人もれなく投票だ」などといったスローガンが用いられた。この立法により、広島市の戦災復興に対する国の補助金や国有地の無償払い下げが行なわれたという現実的な意義と、住民投票という「総意」形成の双方において、以後広島市の「平和市政」を規定・正当化する根拠となる。

17）広島市『広島新史　資料篇２（復興編）』、1982年、100-103頁。下線は引用者による。

18）同前、83頁。1945年12月６日の広島市議会定例会義記録より。ここで「中国新聞紙上ノ批評」として引かれている記事に該当すると思われるのは1945年11月11日に『中国新聞』に掲載された「社説　広島市の進路」であり、ここでの木原の発言と同内容のものである。木原の発言はこの社説を受けてのものと考えられる。

19）当時の復興構想に関する報道における死者の不在と未来志向の記述に関しては、占領下において原爆による犠牲を記述することが困難であったことを考慮する必要がある。しかし同時に天皇の詔勅において被爆が敗戦をもたらしたと言及されたことの問題を含め、被爆体験そのものの陰惨さが抑制され、むしろ復興の駆動力としての位置付けを賦与されること、また占領以後今日に至るまで引続く「戦争を終結させた」原爆という認識が孕む問題については、戦後広島の復興を支えたメンタリティをめぐる思想的課題ともに残されている。

20）『昭和42年第５回広島市議会臨時会会議録』７月４日分、79頁。

21）こうした方針が平和記念公園の聖地化のみならず、具体的な都市計画にも影響していることを一点見ておこう。山田市長は「基町再開発計画」と呼ばれる、基町の「原爆スラム」解体を含んだ都市計画を果敢に実行に移した市長としての評価がある。この市議会における発言のの

ちに、山田市長は広島の住宅問題・「低所得者階級」の住宅対策に関して言及している。そこでは基町地区のスラム街について「復興計画上の癌」であるとし、この問題を「広島平和記念都市建設法の精神」によって解決したいとする意向を示している。「川や公道に汚物を投げ捨て、あるいは公的物件を損傷するなど、反社会的違法行為に対しては、社会の公敵として、厳にこれを取り締まる」（『昭和42年第５回広島市議会臨時会会議録』７月１日分）と述べ、さらにソ連、ニューヨークを例にとり、「民主国家」においては「社会公共物」を損傷し、「社会公共のために迷惑をかけ、あるいは、損害を及ぼす」ものに対しては厳罰を下すものであるとした（『昭和42年第５回広島市議会臨時会会議録』７月５日分、152-153頁）。

22）丹下健三は1949年の「広島平和記念都市建設法案」に基く「平和記念公園」のデザインを担当した。高橋秀寿は、1942年に丹下が「大東亜造形文化ノ飛躍的昂揚二奇輿スル」ことを目的とした「大東亜建設記念営造計画」のデザインコンペでも一位を獲得しており、そのデザインを戦後広島平和記念公園のデザインにあてがっていることを指摘している。高橋は「シンメトリカルな構造に中軸を設け、その最終地点に神聖な空間＝本殿を位置付けた「大東亜建設忠霊神域」という構図を丹下のデザインの特徴と捉え、丹下が早くから原爆ドームの「礼拝的価値」に気付き、原爆ドームという「本殿」を持つ公園の構造を構想したことを捉えている（高橋秀寿「「靖国」と「ヒロシマ」」、『季刊日本思想史』No.71、ぺりかん社、2007年８月、16頁）。

23）『昭和42年第７回広島市議会臨時会会議録』10月７日分。

24）ピカ資料研究所編『資料・韓国人原爆犠牲者慰霊碑』、1989年、49頁。

25）爆心地近いこの場所に慰霊碑を建立したいという要望が強く、市は少しずつ慰霊碑、記念碑の建立を認めてきた。これまで市は、関係者から建設の要望が出た場合、大きさや内容について検討する必要があるものは市長の諮問機関である平和記念施設運営協議会にはかってきており、協議会は、公園全体の美観から、高さの制限、内容の一部変更を求めることもあったという。

26）張泰熙「「碑」建立回想記」（1987年11月11日、前掲『資料・韓国人原爆犠牲者慰霊碑』所収）。

27）在日本大韓民国居留民団広島県支部『民団35年史』、1984年、141頁。

28）平和記念公園のあり方を問う86人委員会主催講演会記録「碑はまだ平和公園の外に」（1995年）。

29）李禹（韓国語読みでは「イ・ウ」）は、第26代皇帝李王垈の甥にあたる。併合によって廃せられた王朝の人々の多くが東京に移り住んだ。李禹は1926年４月に学習院中等科を経て、東京陸軍幼年学校に入学し、1931年には陸軍士官学校本科に入学する。1945年７月に広島の第二総軍に教育参謀として赴任する。被爆時は馬に乗って出勤途中であり、本川沿いの橋のたもとで負傷した状態で発見され、似島に搬送され死亡した。

30）「韓国人原爆犠牲者慰霊碑除幕式にいたる記録帳」（在日大韓民国居留民団広島地方本部　慰霊碑建立委員会編、1970年、前掲『資料・韓国人原爆犠牲者慰霊碑』24頁所収）。

31）同前資料。金鍾学による「編集後記」31頁。

32）李実根氏の証言によれば朝鮮人集住地区で行なった慰霊碑建立の為の資金集めでは民団系・総連系を横断して人々が募金に応じている（2010.8.15著者による聞き取り）。

33）広島市との交渉は建立委員会の委員らと核禁広島県会議で活動していた市議会議員の共同でも行なわれており、建立に関わった日本人委員の名前は慰霊碑に刻まれている。

34）2011年１月、論者が広島市に電話で問いあわせたところ、原爆死没者名簿に記載される名前は男女別での統計がとられているが、国籍、出自による統計を取っていない。さらに韓国人朝

鮮人被爆者は通名で記載されている場合も考えられ、死没者名簿自体から韓国人朝鮮人被爆者の個別の死を認知し、あるいは特定のエスニック集団の被害状況として一定の体系性をもって確認することは困難と考えられる。

35）注13参照

36）無論、発言はあったが報道されなかったという可能性を残している。16年の歳月のなかで、報道側、在日韓国人朝鮮人側双方に、「差別」への問題意識が蓄積されていったと考えられる。また、1986年の報道は新聞社によって内容に違いがある。８月５日の慰霊祭に関する報道が慰霊碑の「差別」問題を含めてなされることが常態化するのは1987年からと考えられる。

37）「在日韓国青年商工人連合会及び有志一同」を建立主体とする、韓・英・日の３か国語で書かれた碑。この碑は1970年の碑建立の意味を「悲惨を強いられた同胞の霊を安らげ、原爆の惨事を二度と繰り返さないことを希求」するとともに、「望郷の念にかられつつ異国の地で爆死した例を慰めることはもとより　今もなお理解されていない韓国人被爆者の現状に対しての関心を喚起し一日も早い良識ある支援が実現されることを念じる」ものとされている。

38）1986.8.6『朝日新聞』「死後まで差別　怒りを新たに」。

39）1986.8.6『中国新聞』「援護の壁厚く　理解を訴え」。

40）韓国人・朝鮮人被爆者問題を戦中・戦後を通じ一貫した問題として体系的にまとめたものとして市場淳子『ヒロシマを持ち帰った人々』（凱風社、新装増補版2005年、初版2000年）がある。また、在外被爆者に対する補償の不平等政策を突いたものとして松田素二・市場淳子「内外人不平等の系譜　日本の被爆者行政と韓国人被爆者」（世界人権問題センター『研究紀要』(2)、1997年）が挙げられる。

41）当時の韓国の軍事政権下のもと、在韓被爆者の組織化と運動は「アカ」という視線のもと多くの苦難を伴った。一方で韓国人原爆犠牲者慰霊碑建立準備の際、建立委員会は朴正熙大統領に「わが国の国民と国家を代表して」慰霊碑題字の揮毫を1969年12月に依頼しており、1970年１月に大統領が揮毫を承諾したとされている。しかし大統領が「多忙」のため揮毫は国会議長李孝祥が行うこととなった。

42）前掲『資料・韓国人原爆犠牲者慰霊碑』24頁。

43）1970年の慰霊碑建立時期に交わされた山田市長と建立委員会との間の口約束であったと考えられる。

44）韓国人朝鮮人被爆者に関する新聞報道の変遷については石田雅春「韓国人・朝鮮人被爆者問題と新聞報道―昭和40年から平成２年までを中心に―」（『被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究』、広島大学文書館、2008年）。石田は、韓国人朝鮮人被爆者を取り巻く社会情勢から、新聞報道の傾向を大きく４期に分けて分析している。社会的な関心の高まりと、慰霊碑移設をめぐる議論は、そのなかの第２－３期（1970～1986）と第４期（1987～1990）に相当する。韓国人朝鮮人被爆者を本格的に取り上げ、同時に日本の加害責任の追及が意識的になされ始める第２－３期に対し、第４期には記事の数が安定、内容のステレオタイプ化・マンネリ化が起きていると指摘している。

45）1986年12月18日『朝日新聞』「原爆資料館　朝鮮人被爆わずか２行　修学旅行生が指摘」。1986年12月18日『中国新聞』「朝鮮人韓国人被爆資料の改善を誤った記述も」など。その結果、1987年７月24日以後、展示は改変され、「強制労働」の字句を織り込んだものとなった（1987

年７月31日『朝日新聞』「僕らの指摘で記述改められた」)。

46) 1986.9.20『中国新聞』「韓国人慰霊碑を平和公園の中に」。

47) 1987.10.20『中国新聞』「韓国人慰霊碑　平和公園内に」。

48) 1990.4.21『朝日新聞』「韓国人被爆碑　平和公園内に」。

49) 1988.8.5『読売新聞』「被爆地の名汚す慰霊の民族差別」。

50) 1990.5.14『朝日新聞』「韓国人慰霊碑　平和公園内に」。

51) 1987.11.10『朝日新聞』「原爆慰霊碑はすべてが対象」。

52) 1990.5.9『中国新聞』「公園内だけが聖地ではない」。

53) 規制緩和の検討を始めて以後、具体的な対策は進まず、1989年は引き続き韓国からの訪日被爆者団体や観光団らからの批判がされているが、1990年４月には当時の中山外相がこの問題について「政府として公園内への早期移設に努力する」意向を示した（『中国新聞』1990.4.19)。国際平和都市を標榜しアジア大会誘致を４年後に控えていた広島における「差別」問題が外交問題化することを政府としても危惧しており、事態はこうした外的要因によって少しずつ動いていったと考えられる。

54) 1990.7.6『朝日新聞』「ヒロシマ―ナガサキ45年夏　南北統一碑の波紋」。

55) 1990.7.11『読売新聞』「碑移設、現状のままで」。

56) 1990年７月24日『毎日新聞』特集「問いかけの碑1990年夏ヒロシマ３　削除」崔成源インタビュー。

57) 1990年７月21日『毎日新聞』特集「問いかけの碑1990年夏ヒロシマ１　対岸」張泰熙インタビュー。

58) 1990年７月16日『朝日新聞』「碑文から消される「加害」」。

59) 前掲『資料・韓国人原爆犠牲者慰霊碑』14頁。なお、この資料集には碑文の日本語訳が４つ掲載されている。ここで引用したのは、1988年に碑の建設委員の一人であった金信煥によって訳されたものである。

60) マリタ・スターケン「壁、スクリーン、イメージ―ベトナム戦争記念碑―」(岩波書店『思想』No.866、1996年８月号所収)。のちに『アメリカという記憶―ベトナム戦争・エイズ・記念碑的表象』（未来社、2004年）所収。

61) 1990.6.13『朝日新聞』「韓国人慰霊碑に思う　あの親子は今どこに」。

（にしい　まりな　大阪大学大学院文学研究科博士前期課程）